

2020（令和2）年4月15日

学生の皆様へ

鳴門教育大学長

【重要】新型コロナウイルスに対する感染予防のお願いについて

新型コロナウイルス感染症については、全国的に増加し続けており、4月7日には、国の緊急事態宣言が発出され、日々状況は変化し、予断を許さない状況です。

学生の皆様におかれましては、下記事項に留意し、引き続き、感染予防対策の徹底をお願いします。

記

【日々の予防に努める】

1. 手洗い，アルコール消毒，うがい，咳エチケットを厳守してください。
2. 毎日本体を計測し，検温日時・体温を記録してください。
3. 授業や健康診断，オリエンテーションなどにおいては，マスクを着用してください。
4. 講義室など多数が集まる場所では，できるだけ密集しないような座席配置に心がけてください。
5. クラスター（集団）感染を避けるため，①「換気の悪い密閉空間」，②「多くの人が密集する場所」，③「お互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声をする密接な場面」の3つの条件（3密）がそろう場所や場面を避けてください。なお，“3密”に限らず，これらの条件が1つでもある場合は避けておいたほうがよいでしょう。

【行動記録や健康観察はかかさずに】

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐには感染経路を正確に把握することが重要です。

万が一，感染した場合に備え，日々の生活でいつ，どこに出かけたかや誰と会ったかなど行動歴を記録しておいてください。また，日々の健康状態の観察記録を付けておきましょう。

「行動記録表」及び「健康観察表」は別紙に添付していますのでご活用ください。

*新型コロナウイルス感染症は，感染していても無症状の場合があり，無意識に感染を広めてしまう可能性が十分考えられますので，不要不急の外出は控えるなど行動に注意してください。

【緊急事態宣言の対象地域からの移動に係る留意点】

緊急事態宣言の対象地域（東京，神奈川，埼玉，千葉，大阪，兵庫，福岡）から帰県・来県した場合は，その後14日間は自宅待機の上，体温測定，自覚症状の確認等を特に厳重に行ってください。

【こんな時はどうする！？】

日々の予防をしているにも関わらず、次のような症状がある又は保健所から濃厚接触者として連絡があった。

1. 発熱(37.5℃以上)、咳、喉の痛み等の風邪症状のある場合は、登校しないようにしてください。(この場合、自宅待機・療養ないし病院に電話相談してください。)
2. 新型コロナ感染を疑う理由がある、4日以上症状が続く(基礎疾患がある者は2日以上)、ないし強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)といった重篤感があれば帰国者接触者相談センターにまず電話相談してください。新型コロナウイルス感染症と診断された場合は、保健所の指示に従ってください。
3. 濃厚接触者となった可能性のある者は、最終接触後14日間自宅待機してください。

※感染又は感染の疑いがあるとされた時は以下を参照してください。

1. 新型コロナウイルスに感染していると診断された場合

保健所の指示に従い、次のとおり対応してください。

- ①感染していると診断された場合は、大学(心身健康センター)にメールにて報告してください。決して外を出歩いてはいけません。また、学生課にも電話又はメールにて報告してください。
- ②登校停止の期間は、保健所又は主治医により当該感染症が治癒したと判断されるまでの期間とします。登校に支障がないことを証明する医療機関診断書等の大学(心身健康センター)への提出をもって、登校停止を解除します。

2. 新型コロナウイルス感染症が疑われる症状がある場合

以下の症状が見られた場合には、新型コロナウイルス感染症の疑いがあります。

- (1) 風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続く場合(解熱剤を飲み続けなければならない場合も同様)。ただし、高齢者や基礎疾患(糖尿病、心不全、呼吸器疾患)がある者、免疫抑制剤や抗がん剤を使用している者は、重症化しやすいため、上の状態が2日以上続く場合。
- (2) 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある場合。

上記の症状がみられる場合は、次のとおり対応してください。

- ①速やかに「帰国者・接触者相談センター」に電話相談するとともに、大学(心身健康センター)に相談結果をメールにて報告してください。
- ②登校停止の期間は、保健所又は主治医の指示に従ってください。
保健所又は主治医が登校に支障がないと判断した場合は、本人から大学(心身健康センター)への報告をもって、登校停止を解除します。
また、①、②ともに学生課に電話又はメールにて報告してください。

3. 濃厚接触者となった可能性がある場合

- ①感染者と濃厚接触した疑いがあることがわかった場合は、速やかに「帰国者・接触者相談センター」に電話相談の上、大学(心身健康センター)に相談結果をメールにて報告してください。

②濃厚接触者となった可能性がある場合は、本人の症状の有無にかかわらず、感染者と接触した最終日から14日間の自宅待機とします。その間、毎日朝・夜に体温を測るなどの健康状態に注意を払ってください。

③37.5℃以上の発熱かつ急性呼吸器症状が出た場合には、速やかに「帰国者・接触者相談センター」に相談するとともに、大学（心身健康センター）に相談結果をメールにて報告してください。自宅待機の解除は、以下の場合において、本人から大学（心身健康センター）への報告をもって行います。

- ・医療機関にて、感染していないと判断された場合 又は、
- ・14日間の観察期間が経過し、体調に異常が認められない場合

また、①、②、③ともに学生課に電話又はメールにて報告してください。

【気をつけておくこと】

新型コロナウイルス感染症に関する誹謗中傷や不適切な情報をSNS等に流さないでください。

【連絡先及び連絡方法】

○心身健康センター：メール送信

(E-mail) sinsin@naruto-u.ac.jp と hito@naruto-u.ac.jp の両方に送信

「所属」、「学籍番号」、「氏名」、「電話番号」「要件」を記載してください。

○教務課（授業に関すること、実習に関すること）

(1) 平日の連絡手順

- ①（電話）088-687-6097 [大学院] , 088-687-6093 [学部]
088-687-6598 [実習]

- ②（E-mail）daigakuin@naruto-u.ac.jp に送信

(2) 土、日、祝日の連絡手順

翌日以降の平日開所時間に(1)の手順にて行ってください。

○学生課（学生生活（授業、実習以外）に関すること）

(1) 平日の連絡手順

- ①（電話）088-687-6117～6120
- ②（E-mail）gakusei@naruto-u.ac.jp に送信

(2) 土、日、祝日の連絡手順

翌日以降の平日開所時間に(1)の手順にて行ってください。

◆連絡先

徳島保健所：（電話）088-602-8907 [帰国者・接触者相談センター]

徳島県健康づくり課感染症・疾病対策室：

（電話）0120-109-410 [一般電話相談、24時間対応可能]